

知 事 意 見（ 要 綱 ）

平成 1 5 年 1 1 月 1 1 日

公共関与臨海部新処分場整備事業に係る環境影響評価方法書について、倉敷市長、関係地域住民及び岡山県環境影響評価技術審査委員会の意見を勘案し、慎重に検討した結果、意見は次のとおりであるので、環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）に反映させるとともに、調査、予測及び評価の結果に基づき、当該事業に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減するなど環境保全上必要な措置について特段の配慮を願いたい。

記

1．事業計画等について

（１）施設整備計画について

当該新処分場整備事業は、既存処分場埋立終了後に継続して埋立処理が可能となるように計画されたものであることから、環境影響が新たに増加し付加されるものではないが、現況の環境影響が長期間にわたり継続されることになるため、当該計画の立案過程で環境影響の回避・低減についていかなる検討が行われたのか詳細に確認する必要がある。

準備書には、当該計画が必要最小限の規模であることを、諸計画とも整合を図りながら、数値根拠を掲げて明らかにするとともに、環境影響をいかに回避・低減しているかを示すこと。

（２）瀬戸内海における埋立について

当計画では公有水面を埋立て、廃棄物処分場を整備する計画であるが、やむを得ず公有水面埋立により整備しなくてはならない理由を準備書に詳細に記載すること。

また、埋立計画地が瀬戸内海であることから、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく埋立の基本方針には特に配慮し、適切な計画となっているか十分に検証するとともに、瀬戸内海における埋立を極力抑制する観点から、廃棄物処分場の延命化に係る方策について十分な検討を行うこと。

（３）水処理施設について

浸出水処理施設については、各処理工程の詳細を記載するとともに、計画処理水量、設計除去率等を明らかにし、埋立の進行に従う原水濃度の変化についても適切に対応可能な処理施設であることを検証すること。

（４）関連計画との整合について

環境影響評価を実施するうえで必要となる事業計画の具体化に際しては、「水島港港湾計画」との整合を図るとともに、現計画の改訂時に取りまとめられた環境省（当時、環境庁）からの意見も踏まえ、当該事業の発生交通に起因する道路交通騒音、処分場からの浸出水・排出水による水質影響については可能な限り低減するよう特に配慮すること。

2．調査・予測及び評価の手法について

- (1) 既に内湾的環境の水域といえども、海域の一部を失うこととなるため、海流の変化やこれに伴う周辺海域の水質、底質に関する予測・評価は最新の知見に基づき実施すること。

また、事業が長期にわたることから、水質等への長期的影響が懸念されるため、環境影響評価の結果については、第2期計画着手前に再評価を行うこと。

再評価に当たっては、予測結果や環境保全措置についての詳細な検証を行うこととし、この旨を準備書に記載すること。

- (2) 準備書段階では、予測・評価結果に係る周辺環境の変化や予測の不確実性を補完するため、適切な事後調査計画の立案に留意するとともに、地域住民等への周知方法についても十分配慮し策定すること。
- (3) 文献その他の資料調査に当たっては、幅広い資料を収集の上、重要な知見について漏れがないよう調査等を実施すること。

3．環境保全措置等について

護岸工事に伴い巻き上げられた底泥については、周辺海域への拡散を最小限に低減するため、必要な拡散防止策については複数の対策案を比較検討の上、その検討結果を準備書に記載すること。

4．その他

環境影響評価手続きは、事業者と地域住民等との間で、円滑かつ質の高いコミュニケーションが図られることも期待されている趣旨を十分鑑み、広く事業計画に関する情報を提供するように、準備書への記載はもちろんのこと、事業推進に当たっても十分に配慮すること。

5．指摘事項について

別掲の指摘事項についてそれぞれ検討し、適切に対処されたい。

指 摘 事 項

1．環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

(1) 水質

ア．水質及び底質に関して、事業計画地及びその周辺で相対的に高い値で検出されている項目があることから、予測に使用するパラメーター等については当該水域特性を十分に検討し、詳細かつ適切な予測評価を行うこと。

イ．新処分場の詳細設計に当たっては、既存処分場の運営・管理により蓄積された種々のデータから既存処分場が公共用水域等に及ぼした影響等を検証し反映する必要があるため、準備書ではその検証結果等について明らかにすること。

2．地域の景観の保全及び人と自然との豊かな触れ合いの確保

(1) 景観

計画地は瀬戸内海国立公園内という特別な地区であることを鑑み、工事の進捗に伴う景観変化について、予測評価を行うよう検討すること。

また、国立公園の主要な利用拠点等、他に調査すべき眺望点がないか更に確認するとともに、確認された場合は、その眺望点の特性を踏まえた適切な方法により予測を行うこと。

公共関与臨海部新処分場整備事業の概要及び環境影響評価 方法書の関係地域住民への周知結果

1. 事業の概要

(1) 事業の名称

公共関与臨海部新処分場整備事業

(2) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

財団法人岡山県環境保全事業団（理事長 増田利郎、岡山市内尾 665-1）

(3) 事業の目的

本県の産業廃棄物最終処分場の残存年数は 5.23 年（H12 度末）と非常に逼迫した状況であるとともに、整備に多額の費用を要すること、住民理解を得られにくいこと等の理由から処理業者等が単独で処分場を確保することが困難な状況であり、民間による施設整備を補完するため、公共関与によるモデル的処分場整備を進める必要がある。

こうした状況を鑑み、本事業は、本県の公共関与産業廃棄物処理に深く関わってきた（財）岡山県環境保全事業団が廃棄物最終処分場を整備するものである。

(4) 事業の種類

廃棄物最終処分場の新設

公有水面埋立事業

(5) 事業実施区域の位置

倉敷市水島川崎通 1 丁目地先公有水面

(6) 計画地の現況

海域

(7) 計画諸元

対象事業種	項 目	内 容	《工期》
公有水面埋立	埋立区域の面積(ha)	約 4 5	(第 1 期) (第 2 期)
廃棄物処分場	廃棄物埋立面積 (ha) (その他：護岸・管理用道路等)	約 4 0 (約 5)	
	廃棄物埋立容量 (万 m ³)	約 4 2 0	
	供用期間 (year)	2 0	

2．関係地域住民への周知結果

(1) 公告の方法

日刊新聞紙への掲載（平成15年8月1日）
山陽新聞（朝刊）

市町広報紙への掲載

・くらしき8月号（平成15年8月1日発行）

(2) 縦覧期間

平成15年8月1日（金）～平成15年8月31日（日）

(3) 縦覧場所及び縦覧者数

倉敷市役所環境保全課	2人
岡山県倉敷地方振興局水島港湾事務所	2人
水島公民館	0人

(4) 準備書についての意見書の提出期限

平成15年9月16日（火）まで

(5) 住民からの意見書の提出数

1通